

# 震災復興情報



## お知らせ HEMS (ホームエネルギーマネジメントシステム)の紹介

### ●新蛇田地区復興公営住宅での取り組み

市の復興事業の一つとして実施しているスマートコミュニティ推進事業のモデル地域である新蛇田地区の復興公営住宅には、HEMS(ホームエネルギーマネジメントシステム) 機器が全室に整備されています。



ホームゲートウェイ



エネルギー計測ユニット



蓄電池設備



太陽光パネル

### HEMS機器を使ってどのようなことができるのか紹介します

#### 1.住宅に設置されているHEMS機器



①エネルギー計測ユニット  
(分電盤の横に固定されています)  
家庭内の電気の使用状況を計測します。

②ホームゲートウェイ  
(電話回線用モジュージャック付近に固定されています)  
エネルギー計測ユニットで計測された情報の収集と、接続機器の有無等の確認を行います。

HEMS…Home Energy Management System の略です。  
家庭内のエネルギーを節約する管理システムです。

#### 2.パソコンやタブレットを使った電気使用量の表示 (基本利用)

インターネットに接続せずに、ご家庭でお持ちのパソコンやタブレットでご家庭の電気の使用状況が分かります。(エネルギーの見える化機能)



#### 3.インターネット接続・家電接続により利用できる機能

インターネット接続や、照明やエアコン\*との接続で利用が広がります。

- ①地域のエネルギー情報の閲覧
- ②携帯電話やスマートフォンでの利用
- ③家電のコントロール等ができます。ランキングや電気の使い方を見て省エネの工夫をしたり、家族の見守り等に利用できます。



#### 使い方が分かる

電気の使い方がわかるので省エネの参考になります。他の家と我が家の電気使用量が比較できます。

**エネルギーモニターの詳細内訳**

電気が一番使われている家電がわかります。

**地域エネルギー情報**

ランキングがわかります。

#### 遠隔でも分かる

#### 便利にコントロール

外出先からスマートフォンや携帯電話で状態確認や、接続したエアコン・照明の操作ができます。  
家族のスマートフォンや携帯電話を登録、宅外から遠隔で状態確認や遠隔操作ができます。

- エネルギー情報の確認
- エアコンや照明の消し忘れの確認
- 留守中、帰宅前に機器を遠隔制御

地域・家族とつながる新しい暮らし方を体験し、新しい街づくりに参加してください。

問 ICT総合推進室(内線4252)

### ●太陽光発電システム等(太陽光発電システム、蓄電システム、HEMS)を設置した方へ補助金!

受付期限 3月31日(火)(予算がなくなり次第終了)

対象 ●太陽光発電システム…平成26年4月1日以降に電力会社と太陽光受給契約(系統連係電圧は低圧で、配線方法は余剰配線とした契約に限る)を締結した方、または、平成25年度中に同様の太陽光受給契約を締結し、この補助をまだ受けていない方  
●定置用リチウム蓄電池およびHEMS…平成26年4月1日以降に設置完了し、この補助をまだ受けていない方  
※新設が対象で、増設等は対象外となります。

申請方法 申請書に必要書類を添えて持参または郵送(必ず書留等配達記録が残る方法)してください。

※申請書は、環境課、各総合支所市民生活課および各支所の窓口で交付しています。また、ホームページからもダウンロードできます。

申・問 〒986-8501(住所不要) 環境課(内線3368・3367)



## 相談 あんない

### ●「災害復興住宅融資」無料相談会(要予約)

住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)では、震災により被害を受けた方が、住宅の再建・補修をするための融資(建設・購入の場合は当初5年間の金利0パーセント)について、相談会を行っています。

また、地元金融機関の住宅ローンに関する相談も可能な場合があります。

と き 2月20日(金)・21日(土)

3月27日(金)・28日(土)

午前10時～午後4時

ところ 市役所5階市民サロン前

申・問 住宅金融支援機構お客様コールセンター ☎0120-086-353

午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く)

問 市生活再建支援課(内線3953)

### ●弁護士・社会福祉士による「移動無料相談会」

弁護士による相談内容

- ・離婚・家庭内暴力・被災ローン減免制度・金銭貸借・解雇・パワハラ・未払賃金・建築トラブル・不動産トラブル・交通事故・損害賠償・生活困窮・近隣トラブル等

社会福祉士による相談内容

- ・生活困窮・介護・物忘れが気になる・人間関係・ストレス・眠れない等  
ひとりで悩まず専門家へご相談ください。上記以外の相談も可能です。

と き	ところ	相談時間	相談担当者
2月18日(水)	仮設桃生中津山団地集会所 (桃生町中津山字八木48-1)	午後1時40分～3時30分	弁護士 社会福祉士
2月26日(木)	仮設大橋団地集会所 (大橋1丁目1-2)	午前10時～午後4時	弁護士

※事前予約の方が優先(当日相談も可)

※専門家との個別面談

※移動相談会のほか、法テラス東松島でも無料相談ができます。

申・問 法テラス東松島 ☎050-3383-0009

午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)

問 市生活再建支援課(内線3965)

### ●被災従前地買い取りのための司法書士の無料相談窓口(要予約)

防災集団移転促進事業の被災従前地買い取り事業に伴い、相続関係、権利関係等について、司法書士による無料相談窓口を開設しています。

と き 毎週木曜日 午前10時～午後5時 ※相談日が祝日の場合も実施

ところ 石巻司法書士相談センター(鑄銭場5-9いせんばプラザ102)

相談内容 相続関係、抵当権、その他権利関係等

予約受付 司法書士相談窓口予約コールセンター

(内線5541・5542) ☎98-8986

午前9時～正午・午後1時～5時(土日・祝日を除く)

問 用地課(内線5535・5536)



## 東日本大震災被災者生活再建支援金(基礎支援金)の申請期限が再延長されました

申請期限 平成28年4月10日(日)

※1年間の再延長となりました。申請をされていない方は手続きをお願いします。

支給の対象 東日本大震災時、市内に居住していた世帯で、震災により、

- ・住宅が全壊した世帯
- ・住宅が大規模半壊した世帯
- ・住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

申・問 生活再建支援課(内線3955)



## プレハブ仮設住宅 物品の無償譲渡のお知らせ

県および市が整備したプレハブ仮設住宅の物品を、入居していた方で希望する方に無償譲渡します。

無償譲渡対象者

プレハブ仮設住宅から平成26年4月1日以降に退去した方で、移転先の住まいで譲渡物品を継続使用

することを希望する方

※移転先の住まいで使用しない場合、譲渡はできません。

また、後日、移転先での継続使用の確認を行うことがあります。

※譲渡物品の無断での持ち出しは法に触れることとなりますので、絶対に行わないでください。

譲渡物品の範囲(プレハブ仮設住宅で現に使用していた物を基本とします)

- ①エアコン ②消火器 ③カーテン(レールを除く) ④照明器具
- ⑤ガスコンロ ⑥物置 ⑦郵便受け ⑧暖房器具(電気こたつ・電気ストーブ・電気カーペット)

無償譲渡の事前申請(受付)について

受付開始日 2月16日(月)

対象者 ①平成26年4月1日以降、プレハブ仮設住宅から退去し復興公営住宅へ入居した世帯

(復興公営住宅以外で再建された世帯は、4月1日(水)から受付を開始します)

②平成27年2月16日以降、申請から3カ月以内にプレハブ仮設住宅を退去する世帯

※譲渡申請後、県の審査を経て譲渡決定となりますので、申請から契約書の取り交わし、物品の引き渡しまで、おおむね3週間から4週間を要します。

※申請に必要なもの

- ・印かん(ゴム印、スタンプ印は不可)
- ・本人確認書類(運転免許証、住基カード等)

譲渡の要件

ア 譲渡物品の保証は一切ありません。

イ 物品の譲渡に伴う費用負担(物品の取り外し、運搬、移転先での設置費用等)は、譲受人の自己負担となります。

ウ 物品の取り外しにより建物等に不具合が生じた場合は、譲受人において修繕をお願いします。

エ プレハブ仮設住宅の物品を現状のまま引き渡すことを条件としています。

オ プレハブ仮設住宅の退去および返還手続きが必要となります。

留意事項

ア 転倒防止のために連結している物置は、譲渡できません。

イ エアコンの移設は専門的な技術を要するため、業者依頼をお願いします。

ウ 復興公営住宅にエアコンを移設する場合は、模様替え申請が必要となります。事前に住宅管理課に確認してください。

エ ガスコンロは、移転先のガスの種類(都市ガス・LPガス)を確認願います。

申・問

生活再建支援課(内線4765・4766)・河北総合支所 保健福祉課 ☎62-2116

雄勝総合支所 保健福祉課 ☎57-2113・河南総合支所 保健福祉課 ☎72-2113

桃生総合支所 保健福祉課 ☎76-2111・北上総合支所 保健福祉課 ☎67-2113

牡鹿総合支所 保健福祉課 ☎45-2113

